



平成 20 年5月9日

報道発表資料

意見書

自由民主党政務調査会会長 谷垣 禎一 殿

平成20年5月8日

特定非営利活動法人ブロードバンド・アソシエーション

P2P 関連問題研究会

江崎 浩
石川 宏
斉藤賢爾
津田大介
石橋 聡
伊勢幸一
壇 俊光
古川 享
持田侑宏
安田 浩
山下達也
吉開範章
早稲田祐美子
飯野嘉郎

当会は、P2P (Peer-to-Peer) の技術的優位性が健全なかたちで社会にて応用・活用されることを目指して発足した。P2P が健全に社会で活用されることは、誰もがインターネットを利用して情報を発信する主体となる世界の実現を意味している。そのような世界で情報の発信に関する過剰な法規制を行うことは、国民の権利に対して重大な影響を及ぼすと考え、当会は、「青少年の健全な育成のためのインターネットによる青少年有害情報の閲覧の防止等に関する法律案」(以下「本法律案」という)に対し、以下のとおり意見する。

意見の趣旨

- 1 青少年の健全育成の観点からは、未成年者へ違法有害情報が送信されないようにする活動の必要性がある。

- 2 しかし、これらの対応は既に ISP 等でおこなわれつつある活動を助長することによっておこなうべきであり、法律しかも刑罰法規をもって規制をおこなうべきことではない。
- 3 当該法案は、法案それ自体が通信の秘密、保護者の教育権と抵触する点や、手続の内容が問題であること、また、法律上実効性を欠くなどの数々の問題があり、これらの点についての見直しをするべきである。
- 4 本法案は技術的な観点から見れば実効性が認められない。このような法律を制定することに対しては重大な疑問を抱かざるを得ない。
- 5 以上の理由により、当会は本法律案に対して反対である。

意見の理由

第1 フィルタリング自体の必要性

- 1 違法有害情報が、青少年の成長にどのような悪影響を与えるのかは明確になっていないが、一定の情報が青少年に悪影響を与えることについては、社会のコンセンサスとなっていると考えられる。
- 2 我が国における青少年の健全な成長という視点からは、人格的自立に重大な悪影響を与える一定の情報へのアクセスを防止する必要性があることは確かであり、この点フィルタリングによる規制を考慮する社会的要請はあると思われる。

第2 法律による規制への反対

- 1 しかしながら、本件法律案はフィルタリング等の措置を ISP 等に法律で強制する点、場合によっては刑罰に処する点で非常に問題がある。
- 2 すでに、フィルタリングの問題は、ISP 等の自主的活動により検討・実施の段階になりつつある。いうまでもなく、フィルタリングの問題は、柔軟かつ迅速な措置を必要とするところ、法律特に刑罰法規という硬直な規制にはなじまない。
制度として執るべき方法は、刑罰による強制ではなく、業界の自主努力を促進するための施策を整えることである。

第3 法律案それ自体の問題点

- 1 フィルタリングにより重大な法益の制約になること。

いかなる情報をフィルタリングするかというのは、いかなる教育環境を子供に与えるかという問題であり、基本的には子供を育成する保護者の判断によるべきである。

本法案は、フィルタリングすべき情報を、内閣府の下に設置された委員会が独占的に判断することになっているが、これは子供の適切な教育を受ける権利及び親の教育権に対する重大な制約となる。

また、何をフィルタリングするかというのは、何に関して子供の知る権利を制限することが許容されるかという問題である。しかも、単に知る権利を有しているというだけではなく、子供は、多種多様な情報を摂取して、豊かな素養を養っていくという側面がある。

また、子供も成長過程等によって様々なレベルがある。

様々な情報について安易なラベリングをおこなったり、成長過程を無視して、一律な制限を課するというのであれば、子供の知る権利や人格形成に対する重大な制約になりかねない。

そして、本法案では単なるウェブサイトの設置者なども規制対象となっているが、ウェブサイトの開設者は事業者だけではなく、一般人も多く含まれる。この場合はフィルタリングに対応する能力が無いこともあり、一律に規制対象とすることは過度の責任をウェブサイト設置者に強いることになり、プロバイダ責任制限法を死文化しかねない。

本法案では、フィルタリングの対象とするべき情報の特定の方法、特定の範囲について明確に示されていない。もし抽象的な基準による特定や、必要な範囲を超えた特定がなされるようであれば、上記権利との関係で重大な問題となる。

2 委員会について

本法案では、委員会をいかなる者で構成するかの明確な指針が示されていない。言うまでもなく、情報処理の素養の無き者により上記のような抽象的又は広汎な決定がなされることは制度の根幹を揺るがしかねない。

また、フィルタリング対象とされたことに対して争う手続が、いかなる手続によっておこなわれるか、判断権者の人選方法がどのような基準でおこなわれるか等の重要な点が明確にされておらず、このままでは恣意的判断の可能性が排除されていない。

3 ISP にとっての問題

有害情報かどうかは情報の内容を確認することによってのみ可能である。

仮に本法案が、電気通信事情者に対して、送受信されている情報が、特定の内容に該当するかを確認し、当該内容に該当する場合は、送受信を妨げるよう義務づけることになれば、通信業者に検閲を命じるものであり、通信の秘密を保障した憲法21条2項との関係で重大な問題となる。

第4 実効性

本法案は、それ自体実効性が非常に疑問である。

違法サイトの多くは、頻繁にサイトを変更することがおこなわれているが、これに対してはフィルタリングの対象とする前に、別のドメイン等に移行さえすれば、法律の規制を回避することが容易に可能となる。

また、インターネットは海外への接続も可能であり、海外サーバを利用した違法サイトの存在も多数ある。これらのサイトを放置していれば、本法律は画餅と言わざるを得ない。

また、現在の技術では、閲覧者が18歳未満かどうかを確実に認証する方法はなく、年齢詐称やなりすましに対応することは非常に困難である。

本法律による実効性の低さに鑑みれば、業界の自主努力を超えて、種々の問題点を抱えている本法律案をことさらに制定することに対して重大な疑問を抱かざるを得ない。

以上

【本意見書に関する連絡窓口】

齊藤 賢爾（慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構）

E-mail: ks91@sfc.wide.ad.jp Tel: 03-5418-6468